

## 議案第26号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)

### 1. 条例改正の目的

地方税法の改正に伴い、交野市税条例が対応する条文について所要の改正をおこなう。  
(施行日：令和8年4月1日)

### 2. 主な条例改正の内容

#### ①個人住民税関連

##### ア. 特定大口株主配当等の特定配当等への追加（第19条第3項）

・個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずる。

個人株主が支払を受ける配当等が「特定大口株主等配当」に該当する場合の精算方法

現 行

源泉徴収された所得税：確定申告により精算可能

特別徴収された住民税配当割：住民税申告による精算不可(金商業者等経由で還付請求)

改 正 後

源泉徴収された所得税：確定申告により精算可能

特別徴収された住民税配当割：住民税申告により**精算可能**

##### イ. 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等（附則第9条の2）

・住宅ローンの適用期限 令和12年度まで延長

既存住宅の支援拡充や床面積要件の緩和を行うものである。

## 議案第26号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)

## ②固定資産税・都市計画税関連（附則第13条第15項／附則第14条第16項）

## バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税等の軽減措置

これまで、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事が行われた劇場や音楽堂等について、国の定めにより固定資産税・都市計画税の軽減措置が行われてきたが、令和8年度税制改正により、対象建築物等の拡充が行われ、地域決定型地方税特例措置へ移行されることに伴い、市税条例の改正を行う。

- 《具体的な改正内容》・ 減額率を市町村の条例で割合を定めることに伴い、条例に新設。  
 ・ 減額率については、国の参酌割合に準じ、3分の1と定める。

適用要件	
対象建築物	特別特定建築物※ 全般（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）
対象基準等	建物の一部分を建築物移動円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

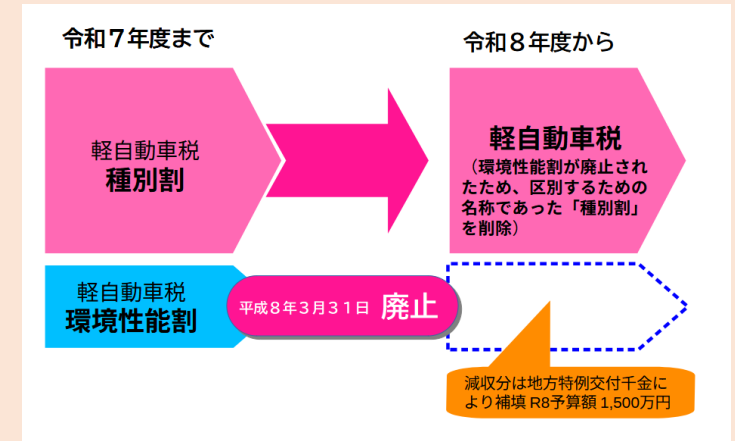
《上記措置の適用制限》 施行日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 議案第26号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)

## ③軽自動車税関連

米国関税措置による国内産業への影響緩和と市場活性化、ならびに納税者の負担軽減を目的に、軽自動車税の「環境性能割」を令和8年3月31日に廃止し、軽自動車を含む自動車税体系の簡素化を図る。

なお、市税としての減収分は当分の間、地方特例交付金により補填される(令和8年度予算額15,000千円)。



## 3. 関連資料

令和8年度税制改正の大綱(財務省ウェブサイト)

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)

上記資料対応ページ

- ①個人住民税 ア/113ページ イ/16ページ
- ②固定資産税 40ページ
- ③軽自動車税 98ページ

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

	議案の 件名  議案第26号 専決処分事項報告について (交野市税条例の一部を改正する条例)	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他 ( )		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	地方税法及び関連省令等の改正に伴い、他市においても同様の条例改正が行われる。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
地方税法が令和8年4月1日付で一部改正されたことに伴い、交野市税条例が対応する条文について、所要の改正をおこなうもの。（施行期日 令和8年4月1日）	【個人住民税】配当課税の見直しについては納税者の選択肢の拡大により利便性の向上が期待されるが、税収への影響は限定的と見込まれる。				
	【軽自動車税種別割】環境性能割が廃止されるものの、地方特例交付金にて補填されるため影響はないと考えられる。				
	【固定資産税】バリアフリー改修に係る軽減措置については、一定期間税収の減少の可能性があるものの、高齢者等が利用しやすい施設整備の促進につながり、中長期的には公共施設の利便性向上及び地域福祉の向上に寄与することが期待される。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和8年3月31日 地方税法等関連法案の公布 令和8年4月1日 地方税法等関連法の一部施行	まちづくりの目標	目 標	—		
	政策分野または経営方針 施策	分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
		施 策	その他		
〈市民参加の状況〉	○その他の計画（該当する場合のみ）				
有 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
	〈政策等の実施時期〉	令和8年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	市民部	課税課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・ 無（条例概要、新旧対照表）		

交野市税条例（平成15年条例第38号）新旧対照表

新	旧
<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第54条、第77条_____、第95条第2項、第109条第1項若しくは第2項、第113条第2項、第122条第1項又は第134条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間に</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第54条、第77条、<u>第92条の6第1項</u>、第95条第2項、第109条第1項若しくは第2項、第113条第2項、第122条第1項又は第134条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間に</p>

新	旧
<p>ついては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第25条において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>ついては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び<u>次項並びに</u>第25条において「特定配当等」という。)<u>_____</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>

新	旧
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第91条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第92条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を _____ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第91条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に _____ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第92条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を <u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において</u></p>

新	旧
	<p>「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第92条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第92条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>（1） 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>（2） 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p>

新	旧
	<p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第92条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第92条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第92条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p>

新	旧
<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p>第93条 商品であって使用しない軽自動車等(第97条第1項の規定による申告書が提出されているものを除く。)に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第95条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第96条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第97条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、</p>	<p><u>第92条の8</u> 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は<u>第100条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第93条 商品であって使用しない軽自動車等(第97条第1項の規定による申告書が提出されているものを除く。)に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第95条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第96条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第97条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、</p>

新	旧
<p>軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 (略)</p>	<p>軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 (略)</p>

新	旧
<p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第99条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち、特に必要があると認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第100条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項</p>	<p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第99条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち、特に必要があると認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第100条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項</p>

新	旧
<p>において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>5 市長は、第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定により減免を受けた者について、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと認める場合は、第2項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第92条の2又は<u>第91条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第92条の2又は<u>第91条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととな</p>	<p>5 市長は、第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定により減免を受けた者について、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと認める場合は、第2項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第92条の2又は<u>第91条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第92条の2又は<u>第91条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととな</p>

新	旧
<p>ったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>ったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u> が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第9条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第25条第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の2第1項」とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第9条の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には</p> <p>_____、<u>法附則第5条の4第5項</u> (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第25条第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第9条の2第1項</u> _____」と、第25条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第9条の2第1項</u> _____」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p><u>第9条の4</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805</p>	<p><u>特別税額控除申告書</u> (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p><u>第9条の2の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u> (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第25条第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第9条の2の2第1項</u> _____」と、第25条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第9条の2の2第1項</u> _____」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p><u>第9条の4</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805</p>

新	旧
<p>万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第9条の6において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第23条から第25条まで、附則第5条第2項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2第1項</u>、前条及び附則第11条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第9条の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第25条まで、附則第5条第2項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2第1項</u>、附則第9条の3及び附則第11条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める</p>	<p>万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第9条の6において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第23条から第25条まで、附則第5条第2項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2の2第1項</u>、前条及び附則第11条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第9条の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第25条まで、附則第5条第2項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2の2第1項</u>、附則第9条の3及び附則第11条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める</p>

新	旧
<p>ときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項_____及び附則第9条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に</p>	<p>ときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項、<u>附則第9条の2の2第1項</u>及び附則第9条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に</p>

新	旧
<p>規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>11 法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15 法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める</p>	<p>規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>11 法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>13 法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>14 法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>15 法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> (略)</p>

新	旧
<p><u>割合は3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類(平成25年4月1日前に当該耐震改修(要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。以下この項において同じ。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合においては、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類を含む。)を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類(平成25年4月1日前に当該耐震改修(要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。以下この項において同じ。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合においては、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類を含む。)を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>施行令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>施行令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>	<p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>施行令附則第12</u></p>	<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第</u></p>

新	旧
<p><u>条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>施行令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第20項</u></p>	<p><u>31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u></p>

新	旧
<p>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <hr/> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第17条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第</u></p>

新	旧
	<p><u>1 章第 2 節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 府知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 1 7 条の 4 の規定により読み替えられた第 9 2 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 2 9 条の 1 1 の規定によりその例によることとされた法第 1 6 1 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動</u></p>

新	旧
	<p><u>車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第17条の3 市長は、当分の間、第92条の8の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第17条の4 第92条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第17条の5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第17条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

新	旧		
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が</del><u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、</u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5
	第2号	100分の2	100分の1
	第3号	100分の3	100分の2
	<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<del>が</del><u>最初の法第44条第3項に規定する_____車両番号の指定</u>(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が</del><u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで_____の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____の種別割に限り、</u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

新	旧
<p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通</p>	<p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通</p>

新	旧
<p>大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第95条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第97条及び第98条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）</p> <p>第19条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</p>	<p>大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第95条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第97条及び第98条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）</p> <p>第19条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和6年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</p>



新	旧
<p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項の<u>規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項の<u>規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の</u></p>	<p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項、<u>附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の</p>



新	旧
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の</p>

新	旧
<p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項_____の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

新	旧
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項 _____ の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第57条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第57条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第</p>

新	旧
<p>8条第1項及び第9条の2第1項 _____の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項 _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項 _____の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項 _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、</p>	<p>8条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第8条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第57条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第57条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、</p>



新	旧
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項 _____ の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項及び附則第9条の2第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第25条第1項並びに附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項 _____ の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第25条第1項並びに附則第8条第1項、附則第9条の2第1項及び附則第9条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

附則第4条関係 交野市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る交野市税条例第94条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p>	<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る交野市税条例第94条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p>